

議事日程第2号

平成28年9月6日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 寺 本 公 行
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 加 藤 暢 彦
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 森 島 嘉 人	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 須 田 和 男	企 画 課 長 小 木 曾 昌 文
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち つ く り 課 長 可 児 英 治	亜 炭 鉦 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 若 尾 宗 久
保 険 長 寿 課 長 高 木 雅 春	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 大 鋸 敏 男
建 設 課 長 筒 井 幹 次	会 計 管 理 者 水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長 亀 井 孝 年	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規	議 会 事 務 局 書 記 金 子 文 仁
----------------	--------------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 高山由行君、6番 山口政治君の2名を指名します。

一般質問

議長（大沢まり子君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

10番 加藤保郎君。

一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

10番（加藤保郎君）

おはようございます。

久しぶりのトップバッターということで、ちょっと緊張しておりますし、めっきり秋らしくなってきました。ちょっと風邪気みでありますので、聞きにくい点は御容赦願います。

それでは、さきに通告しておきました関係につきまして議長の許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、介護予防事業についてであります。

高齢者福祉計画、介護保険事業計画の事業に対しましては、以前から多くの議員が一般質問をされております。今回、我々民生文教常任委員会は、昨年の松坂市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画による高齢者ボランティアポイント制度の先進地視察研修に続きまして、8月3日に埼玉県和光市を訪問し、和光市における介護予防事業の取り組みについて、東京都練馬区議会、岐阜県多治見市議会、愛知県高浜市議会議員との合同行政視察研修を本町担当課職員

とともに受講してきました。

私としましては、和光市における介護保険事業活動の消費指標が全国平均を大幅に下回っている状況を視察の目的とさせていただきました。

第1は、介護保険料の第6期の全国平均が5,550円程度となる予定であります。和光市は4,228円という1,322円も低い保険料であります。介護予防等の実績からの成果であると思われませんが、準備基金1億円の繰り入れなどの施策で料金設定に非常に影響しているものと思っております。

第2は、要介護・要支援の認定率が全国平均18.2%であります。和光市は9.4%であると、全国平均の半分であります。徹底した介護予防と自立支援型マネジメント、和光市独自の地域包括ケアシステムの構築の効果で、元気な高齢者が増加する傾向を示していると思っております。

和光市における今後は高齢者が増加し、認定者も増加する傾向となるわけですが、1つとして、市職員・介護支援専門員及び介護サービス事業者の高齢者の自立支援に係る意識改革。2つとしまして、高齢者の生活状況と支援ニーズの把握による和光市独自の地域支援事業の制度構築。3つ目として、市民に対する介護保険制度の理念や自助・互助・共助の普及啓発による感情の変化など、介護保険制度創設時から積極的に取り組んできたことが現在あらわれてきておまして、平成29年度においても介護認定者が増加するものの、認定率は10.36%と低い数値を予想しております。

また、一般的な介護予防サービス、全国的に実施している事業の居宅サービスや地域密着型サービスなどを積極的に実施するほかに、和光市独自の1つ目として市町村特別給付、食の自立支援、栄養改善サービス費助成、高齢者紙おむつ等購入助成、高齢者地域送迎サービス助成。2つ目として、地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業。3つ目として、保健福祉事業、健康増進浴場施設利用補助、日常生活圏域ニーズ調査を実施することで数値を下げております。

これらの事業を実施できるのは、和光市の財政力があってのことだとも思われますが、介護保険制度創設時から積極的に取り組んできたことでの状況とも思えるものであります。

いずれにしましても、御嵩町として介護保険制度の第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画で基本目標の一つとして、介護予防の推進で社会参加の促進による介護予防の推進、介護ボランティアポイント制度の導入が上げられました。今後、平成29年度から事業を実施する予定であります。諸問題の対応等も参考として聴取することができたと思っております。

本町においても、介護保険料・介護予防の推進は大きな課題であります。介護教室や体操、トレーニング機器を使用した訓練などを実施はしておりますが、高齢者自立支援の理念の普及

や関連する職員や事業者の意識改革が最も必要ではないかと実感したところであります。

そこで、今後の事業展開として昨年も質問をしておりますが、これから質問事項に入ります。

1点目として、介護予防・要介護度の重度化予防につきましては、トレーニング機器の活用や介護予防体操の普及などの施策を展開されていますが、地域包括支援員、またケアマネジャー、サービス事業者のそれぞれチームによる高齢者機能回復プランの個別作成による指導というのはいかがなものでしょうか。

2つ目としまして、要支援、要介護1・2の認定者を中心とした被保険者及び家族に対して、機能が回復すれば認定ランクが下がることの意識啓発。

3つ目として、介護予防訪問介護事業者及び介護予防通所介護事業者と保健師や医師の参加による、それぞれ個に応じた機能回復訓練内容等の協議体の設置。

4つ目としまして、介護施設等利用卒業者に対する、介護施設を利用することなく自宅へ帰った場合、地域包括支援センター職員や生活支援コーディネーターなどのチームワークによる支援活動の協議体の設置。

これら4項目についての考え方を簡潔明瞭にお答えいただければありがたいと思っております。以上です。お願いします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

おはようございます。

加藤議員の介護予防事業についての御質問にお答えいたします。

御質問は、埼玉県和光市への議会視察研修を終え、介護保険料の抑制や介護予防の推進に向けて、高齢者自立支援の理念の普及、関連する職員や事業者の意識改革が最も必要だと思うが、町の考え方はどうか。4つのポイントにおいての御質問でございます。

全般的なお答えとしましては、キーワードである機能回復を目指した和光市の諸施策は、大いに参考としたいと思えます。御嵩町は、筋トレマシンを活用した運動機能の低下予防を目指した介護予防を中心に、気軽に取り組める自主体操や口腔機能向上教室等を促進してきた経緯と実績があるため、今後は総合的な観点から機能回復による軽度者の自立支援を図る諸事業を構築していきたいと考えております。

それでは個別の項目において、まず第1点目は、関係職員や事業者のチームによる個別プランの作成指導についてです。

現在、御嵩町では、ケアマネジメント支援ということで、ケアプランチェックというものを実施しております。また、御嵩ケアリンクという御嵩町内のサービス事業者を対象に、情報交

換や事例検討、研修の場としての会議を開催しています。さらに、地域包括支援センターを中心に関連機関の連携のもと、個別事例の検討を行う地域ケア個別会議を行っております。このように現状でもケアプランの中で個別的な誘導が図られてはいるものの、効果的な自立方針への指導とまでは至っているとは言えません。今後は新規認定者に的を絞った形で、医師や理学療法士など外部からの助言者を含んだ関係者らによる地域ケア個別会議の開催を図り、地域包括ケアを念頭に置いた高齢者機能回復プラン作成に向けたチーム指導を実施してまいりたいと考えております。

続きまして第2点目は、軽度な認定被保険者及び家族に対する意識啓発についてです。

軽度者においては、介護保険サービスへ安易に流れることなく、機能回復の意義、介護保険からの卒業を目指す方向で、また一方で認知症や脳卒中など医療連携や専門職の関与が必要な重度の場合は、保健サービスの充実を図るなど、保健体制のめり張りを考える上で、個々の状況に応じた支援サービスの使い分けは大切なことです。今後は、新規に要介護・要支援の申請等に來られた方々を対象に、介護保険法の本質と目的について理解してもらえよう説明をしていきます。

また、自立になった場合の被保険者及び家族との合意形成をどのようにするかが課題でもありますので、介護保険を利用してその後どうしたいのか、どのようにになりたいのかという目標を被保険者とともに設定し、その目標を達成するために手助けする手段が介護予防である旨の説明をして、納得してもらうことで合意形成を図りたいと思います。利用者と自立支援に向けた目標を共有し、介護予防への意欲を引き出せるよう信頼関係を構築することに努めてまいります。

なおかつ御嵩町では、来るべき高齢化の向こうの将来生活のために、認定をひとまず受けておこうという風潮が一般的に見受けられます。また、自立が進み、認定度が回復向上すると、喜ばしいことであるにもかかわらず、受給可能なサービスが限定されるのではないかといった心配の声もよく耳にします。今後は個々の相談の場だけではなく、例えば敬老会など元気な高齢者が集まれる場所で、介護保険に頼らない、また介護予防に取り組む意欲を引き出せるような社会生活の充実について、意識啓蒙の機会をマクロ的に拡大していきたいとも思います。

第3点目は、介護予防の在宅支援サービス事業者と医療関係者との協議体制についてです。

新しい介護予防事業を実施するために、介護予防を機能強化する観点から新規事業が追加されております。それは地域リハビリテーション活動支援事業で、地域における在宅介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場へのリハビリテーション専門職の関与を促進するものであります。これにより、通所や訪問における自立支援に資する取り組みを促したり、個々人の介護予防ケアマネジメント力

の向上につながり、要介護状態になっても、自宅にいながら参加し続けることのできる通いの場を地域に展開することができます。

また、在宅医療介護連携推進事業に向けた準備会は立ち上げ済みであり、先般も可児市と合同して関係者による会議が開催されたところであります。昨年度には、地域の医療介護サービス支援の協議において、これも可児市と合同でマップづくりを実施済みであり、平成30年度の実質的スタートに向けて、この月末には第1回目の連携推進会議を開催し、課題の抽出と対応策の検討、情報共有、相談体制の支援、研修会などを順次実施していく予定であります。

そして第4番目は、生活支援コーディネーターと協議体の設置についてです。

介護予防・日常生活支援総合事業の移行に向けて最も優先しなければいけないことは、協議体の設置です。御嵩町では、平成29年度からの協議体の設置に向けて、平成27年度中に協議体の準備会を一度開催しております。この準備会には、町内の関係部局を初め、社会福祉協議会、民生委員、商工会、シルバー人材センター、サービス事業者、NPOなどの方々に参加していただいております。今年度は、この9月中旬に2回目、年度末までに3回目の準備会を経て、現在のメンバーを中心に、4月からの協議体としての活動を始めていきたいと考えております。

次に、生活支援コーディネーターにつきましては、協議体の中で地域とのつながりがあり、人材の発掘や育成に適任の人材がいれば候補者として検討していくこともできます。しかし、コーディネーター配置の目的がボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化などを行うことであることを考えますと、既にこれに似たようなことをボランティア派遣事業により実践しており、また来年度からボランティアポイント事業を実施するために協議を進めている社会福祉協議会へ、その配置について協力・支援を今後願っていききたいと考えております。

以上で、加藤議員の御質問の答弁を終わらせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

10番 加藤保郎君。

10番（加藤保郎君）

ありがとうございました。

平成29年から新しい制度での対応を努めて行ってみえるということですし、今まで聞いた折にもそのような話がありました。ですから、今後、介護予防関連施策は、介護予防と健康づくり、トレーニング機器等を使用した予防訓練のみたけ健康館とか伏見にこここ館、また生きがい活動拠点のあっと訪夢、ふらっとハウス、老人憩いの家で各施策の機能を生かして事業の展開がそれぞれなされております。また、介護予防体操「夢いろ体操」をMTK48による普及と

か、子育て支援、施設におけるボランティア活動など多方面での事業活動がなされております。

介護予防には一つの成果も本町として見られるところではありますが、個々でそれぞれ行ってみえます。皆さんが統一した考えのもとでの対応をすれば、ある程度成果としてももう少しあらわれるんじゃないかなあというふうに思っております。御嵩町における今後の介護給付費や、介護認定者の増加傾向、国の平均値と同様の傾向を示しておるわけですが、それぞれに伴って介護保険料の値上げが懸念されるところであります。

私の年にしましても65歳になりまして、ことしから年金から天引きというような格好で年金額が下がる中で、また介護保険料を取られるという厳しい財政になってきております。懷も大変寂しくなってきましたが、また今期の初年度として、2,500万円の基金の積み立てを介護保険のほうでされておりますが、今後も財政的に厳しい状況は続くものと思っております。今後も職員の英知を結集して多様な施策を展開することで、元気印の高齢者が増加することを願って、この関係につきましては担当部長が誠意を持ってお答えいただきましたので、質問を終わらせていただきます。

続きまして、2点目の質問であります。

ちょっとした遊び心での質問ですので、気楽に聞いていただければありがたいと思っております。

本年7月に実施されました参議院議員通常選挙は、選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられた初めての選挙であり、投票率がどのように変化するか興味のある選挙でもありました。本町においては、平成22年の参議院議員通常選挙の投票率は64.22%、平成25年は55.05%、本年は59.39%で若干上昇したものの、平成22年度までは到達していません。18歳、19歳の有権者の投票率がどうであったかを知りたいものであります。

新聞の発表ですが、岐阜県選挙管理委員会が8月29日の発表で翌30日の新聞によりますと、18歳、19歳の投票率は49.01%で、前回7月12日発表の50.39%より1.38ポイント低い数字と。この理由につきましては、県の選挙管理委員会が前回は抽出調査、今回は両年齢の全有権者の4万609人を調べて発表したとのことであります。年齢別で18歳52.9%、19歳45.05%であり、市町村別で一番高かったのは東白川村74.36%、次いで65.63%の七宗町との発表がありました。ちなみに御嵩町は県下26位の50.96%でありました。年齢別は18歳55.13%、19歳は46.84%でありました。県選挙管理委員会の分析としましては、19歳は住民票を移していないため投票ができない大学生が多かったのではないかとされております。

さて、ちょっと変わって、平成26年度の決算書によりますと、選挙の常時啓発費用の支出は1万円の予算で1,000円となっております。また、平成27年度決算書では未執行となっております。今回の参議院通常選挙は、住民の関心が薄いとお言葉で処理すればそのままです

が、県下42市町村の中で白川村の86.69%を最高として、50.55%の瑞穂市までで県の平均値は57.74%となっております。その平均値より御嵩町は1.65ポイント上回っているものの、県下の順位でいえば20番目となっております。無駄な選挙の啓発活動を行いなさいというわけではありませんが、今回の選挙においては期日前投票について各方面で推奨されました。期日前投票や当日における投票済証を少し集めてみたわけですが、各自治体で考えたデザインでの投票済証がありますので、担当課のほうにはこういうような格好で紹介はさせていただきました。しおりなどとしての使用もできるものもありますし、またそれぞれ自治体のマスコットを前面に出してPRしているものもあります。この施策で投票率がアップするとは思いませんが、若い人たちや投票済証の図案等で地域の話題となれば投票に出かける方もふえ、投票率アップの一助になるかなあというふうに思っていますので、職員の柔軟な考えによる図案化など一考されますよう提案をします。お考えをお答えください。以上です。

議長（大沢まり子君）

総務部長 加藤暢彦君。

総務部長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは、加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

質問は投票済証などの図案を地域の話題になるようなものに変え、投票率の向上に少しでもつながるようユニークな投票済証にする考えはないかということでございます。

私は選挙管理委員会の書記という立場ではございませんので、所管する課を総括する部長という立場でお答えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議員御指摘のように、公職選挙法の改正によりまして、ことしの7月に執行いたしました参議院議員通常選挙から18歳、19歳の方にも選挙権が与えられました。投票率につきましては、議員お調べのとおりでございます。

御嵩町では、今回の選挙権年齢引き下げの法改正を受けまして、高校の主権者教育の授業の1コマをいただきまして、選挙管理委員会委員長とともに、東濃高等学校、東濃実業高等学校へ出向き、選挙制度や選挙の意義の説明、また体育館に投票所と同じ配置をいたしまして模擬投票をしていただくなど、まずは投票行動に移していただくお願いをしてきたところでございます。

また、選挙期間中、県の選管とともにラスパ御嵩店において啓発活動を行いました。その際、東濃実業の生徒さんにも御協力をいただき、来店者の方に対して投票の呼びかけなどを行ってまいりました。専門家の意見では、高校生が含まれる18歳は法改正後初の選挙ということや主権者教育の効果もあり、大学生や社会人が中心となっております19歳よりも投票率が高か

ったのではないかなということも言われております。やはり教育が大事ということを改めて認識したところでございます。今後も高等学校での教育を継続して行えるよう、学校側と協議していきたいというふうに思っております。

さて、御質問の投票済証でございますが、公職選挙法やその他法令によりまして、投票済証に関する規定は特に何もございません。したがって、投票済証、投票済証明書といった名称を初めといたしまして、用紙のサイズ、書式、デザインなど自治体によってさまざまでございます。また、投票済証自体を発行していない市町村も全国的にはかなり多くあります。

総務省では選挙が終わるとさまざまな調査を行いますが、その中に投票済証に関する調査項目があります。平成26年の衆議院選挙における岐阜県の調査によりますと、県内で42の市町村がございまして、岐阜県では県内42市町村が全て投票済証を発行しており、そのうち39の市町村は御嵩町と同様、選挙人からの要求に応じて発行しているということでございます。美濃加茂市、北方町、八百津町におきましては、選挙人が選挙後に自由に持ち帰ることができるように備え置き型をとっておるようでございます。

参考までに全国の市町村の発行状況、都道府県選管の考え方に関して発言を加えさせていただきますと、全国1,741団体のうち投票済証、投票済証明書を発行している団体は823団体、率にしますと47.3%と半数以下となっております。交付している団体のうち、本町と同様、選挙人の要求に応じて発行している団体が742団体、美濃加茂市、八百津町のように備え置きをしている団体が63団体、それから18団体は同じ市町村でも要求に応じて交付する投票所と備え置いている投票所があるということで、これは恐らく合併以前のやり方を踏襲しているためというふうに推測されております。

次に、都道府県選管の考え方です。

市町村への助言等の関与についてであります。47都道府県のうち、東京都のみが市区町村に対し投票済証を交付すべきといった助言をしております。逆に4つの県、秋田県、山口県、香川県、宮崎県は交付すべきではないという助言をしているところでございます。ほとんどの道府県におきましては、肯定的、否定的な考えを持ちつつ、または県の考えを全く示さない状態で、市町村にその判断を委ねているというのが現状かと思われまます。ちなみに都道府県内の全市町村が発行しているのは、岐阜県を含めて6府県、逆に県内どこの市町村も発行していないのが5県あるそうでございます。

投票済証は、投票を行ったことを証する紙にしかすぎませんが、投票済証を持参することにより割引をする商店、あるいは宿泊施設もあるやに聞いておりますし、自身の思い出とか収集の目的で投票済証の発行を求めている方もお見えのようでございます。

今回、議員からの質問に対する答弁を準備するまで、全国どこの自治体でも本町と同じよう

に投票済証を交付しているものと思っておりました。投票済証の交付の是非、現在の本町の投票済証のデザインについて疑問やら変更したらといった考えを持つことはございませんでしたが、こういった取り組みが投票率の向上、それから町のPRなど有意義なツールになるものであれば、取り入れることに否定的な考えを持つものではございません。

御嵩町選挙管理委員会の4名の委員の方も投票率の向上に関しましては大変前向きな考えをお持ちな方ばかりですので、議員御提案のユニークな投票済証、個性的な投票済証の発行が選挙啓発、投票率の向上に結びつくのかも含めまして検討していただくように、町選挙管理委員会に対しまして御提案をさせていただきたいと思っておりますので、議員のほうも御支援のほうをよろしくお願ひしたいと思ひします。

以上で私からの答弁を終わります。

[10番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

10番 加藤保郎君。

10番（加藤保郎君）

ありがとうございました。

前向きな判断ということで、お聞きさせていただきます。

画一的な行政事務を処理しますそれぞれ職員がたくさんおるわけですが、気楽な立場、または柔軟な頭、それから遊び心で結構ですので、何かそこら辺で同じ事務を処理するについてのアイデアとかいろいろを気楽な立場で出していただけるということがあれば、行政的にも楽しく有意義にできると思っております。

御嵩町の中でぎすぎすした感触ばかりでなく、またかたい考えばかりでなく、柔軟な対応で事務処理をしていただけるよう、よろしく職員の方にもお願ひを申し上げ、一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで加藤保郎君の一般質問を終わります。

続きまして、9番 山田儀雄君。

9番（山田儀雄君）

おはようございます。

それでは、ただいま議長からお許しをいただきましたので、大きく2点について御質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

初めに、自治会組織のあり方についてお伺ひします。

自治会の活動につきましては、地域の親睦を深めるための盆踊り、夏祭り、運動会への参加

や、防災では災害時の安否確認と自助・共助のもとであります防犯、福祉、環境美化などさまざまな活動と町行政と住民との連絡調整も担っています。少子・高齢化になりつつある今、ますます自治会の役割が重要になってきていると思います。

しかし、御嵩町の自治会においては、会員の高齢化、会員のなり手が少ない、特定の会員しか運営・行事にかかわらないなどの理由から、地域の活動に参加されない人がふえてきている状況にあると思います。特に上之郷地区では、現在16の自治会がありますけれども、30世帯以下の自治会が10地区あります。その自治会では、自治会長の職を若手会員の4人から5人の輪番制で対応されているとお聞きしていますし、実際に他の役員、公民館や交通安全の役員でありますけれども、役員が出せられない自治会があるのが実態でもあります。これは上之郷地区に限ったことではないような気がします。

そこで質問ですけれども、御嵩町自治会の現状について4点ほど質問をいたします。

1点目につきましては、自治会への加入率について、2つ目には、未加入世帯への行政の対応について、3つ目が自治会組織の強化対策や今後の方針について、4点目としまして、自治会間の合併についてであります。同じ地域とはいえ、祭礼、その他のイベント、行事の開催方法の問題、財産の問題など幾つもの壁がありますけれども、地域社会の崩壊を防ぐためと自治会を存続させていくためにも、自治会間の合併は今後必要かと考えますが、いかがでしょうか。

次に、公共施設マネジメントについてであります。

ことしの3月に御嵩町公共施設等総合管理計画が示されました。計画の経緯には、1990年代にかけての御嵩町の人口増加に合わせて公共施設を整備してきたわけではありますが、その施設が老朽化が進み、今後建物や設備の大規模改修、建てかえが集中的に発生し、町の財政にとって大きな負担となることが予想されること。また、少子・高齢化によります年齢構成の変化や住民ニーズの多様化により、施設の役割も大きく変化していることが背景にあるとあります。

議会では、8月4日に静岡県焼津市に公共施設マネジメント推進事業について視察・研修いたしました。研修内容につきまして、公共施設マネジメントの目的については、安心・安全な公共施設サービスの提供では、適正な管理をもって長寿命化を図ること、安心安全は待ったなし。維持管理と更新コストの改善では、施設の魅力を上げて利用者をふやすことも大切。施設の総量を減らすでは、厳しい財政状況からの削減はよくなく、重要なのは地域のまちづくりをどうしたらよいか、結果として施設の複合化もあり得る。次に、次世代に過度の負担をかけないでは、老朽化問題を先送りしないことであります。

こうして事業を実施する上で最も大切なことは、1つ目としまして、公共施設マネジメントでは、総量削減ではないことを町民、議会、行政が認識する必要がある。2つ目に、マネジメントの実施に当たっては担当者は必ず必要でありまして、議会との合意形成が一番大事と考え

るでありました。研修しました焼津市とは、人口や財政、職員の規模も大きく違ってきまして、一概には比較することはできませんけれども、この公共施設マネジメント事業を今後強力に推進するためにも、専任の担当者を配属することについてお伺いします。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

それでは、山田議員の第1点目の御質問、自治会組織のあり方についての御質問にお答えいたします。

その前にお断りでございますが、自治会に関する一般質問は、この3月の定例会において岡本隆子議員より、その現状と相談体制、支援についての御質問がありましたので、答弁が一部重なる部分があるかもしれませんが、どうか御容赦申し上げます。

それでは、答弁をさせていただきます。

御質問の第1点目は、自治体への加入率です。

自治会加入世帯を広報紙などの回覧物を配付している世帯とし、単位自治会からの報告を受けているものとし、9月1日現在、御嵩町全体で5,240世帯となっています。これを住民基本台帳に登録してある世帯数で割ると約72.8%となり、これを加入率としますと、3月と比較して加入世帯数で33世帯、加入率で1.2ポイント減少しており、やはり近年では減少傾向にあります。ただ、この加入率とした数値は、分母となる住民基本台帳の世帯数において、世帯分離などで増加傾向にある側面も含んでおりますので、あくまで参考数値としてお考えください。

第2点目の御質問は、未加入世帯への対応はどうかであります。

原則として自治会加入は任意であり、行政側からも決して加入強制できるものではありませんが、転入時での相談などでは加入あっせんを口頭にて実施しております。自治会組織は広報紙や回覧配付など住民相互の連絡活動、要配慮者対策などの災害時での共助活動、高齢者や子供の見守り活動、環境美化や防犯・防火活動、交通安全運動など、住みよい地域社会づくりに欠かすことのできない必要な基盤となるものでございます。

特に高齢化がますます進む中で、ひとり暮らしや高齢世帯を理由に自治会離れをされるお話もよく聞きますが、高齢になったからこそ地域の中で孤立しないような支援・見守りを受けるためにも、自治会コミュニケーションの維持は大切なこととして福祉行政などからも呼びかけてまいりたいと思います。

3点目の御質問は、自治会組織の強化対策や今後の方針についてです。

御嵩町では現在、自治会活動支援補助制度としまして、1自治会当たり平等割3万円、1世帯当たりの世帯割1,000円の自治会報償金の配分を実施しております。このほか、整備費の4分の1を助成する地区集会所整備補助や自主防災活動、防災用資器材整備、防犯灯設置、児童公園整備、地域環境保全等の各種支援を実施しておりますが、これらの充実活用を検討してまいりたいと考えております。

また、自治会に共通する諸問題について、広域的に協議する組織である自治会長連絡協議会でも、加入促進や自治会離れの抑制策について検討いただき、加入啓発などを行っていく相談もしてまいりたいと思います。

そして4番目の御質問は、自治会間の合併をどう考えるかでございます。

山田議員お住まいの上之郷地区では、議員のお話にもありましたとおり、30世帯以下の自治会が多くありますが、私の記憶では上之郷公民館での体育活動の際、特にチーム対抗での競技では、例えば小規模の自治会が複数集まったの参加形態が見られたかと思います。これと自治会の合併は全く次元の違うものかもしれませんが、自治会間での相互理解と合意形成があれば、行政としましても合併を前向きに奨励していきたいと考えております。

以上で、山田議員への答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

総務部長 加藤暢彦君。

総務部長（加藤暢彦君）

それでは、山田議員の2番目の質問にお答えをいたします。

質問は、公共施設マネジメント推進事業について、専任の担当者を配属し、強力に事業を推進する考えはあるかであります。

まず、公共施設マネジメントの背景と目的でございますが、1番目に、公共施設等の老朽化対策が各自治体において大きな課題となっていること。2番目に、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくこと。このことを踏まえて3番目ですが、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行う必要があること。4番目、財政負担の軽減や平準化を図る必要があること。5番目、公共施設等の最適な配置を実現することが求められているということでございます。

国の動向についてでございますが、平成25年11月にインフラ長寿化基本計画が策定され、平成26年4月には、総務省から各地方自治体、地方公共団体に対しまして、国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定に取り組むよう公共施設等総合管理計画の策定要請がありました。

一方、御嵩町の動向でございますが、平成26年10月に公共施設の実態を把握するため、御嵩町公共施設マネジメント報告書を策定いたしました。その上で平成28年、こととしてございますが、3月に人口推計や財政推計、それから公共施設の状況、累計とか施設数とか床面積、それから将来における更新費用の試算などを行いまして、総合的かつ計画的に管理に関する基本方針を定めた御嵩町公共施設等総合管理計画を策定したところであります。

今後についてでございますが、まず10年間で第1期といたしまして施設ごとの耐用年数、劣化状況、耐震性能を初め、既に策定済みではございますが、施設カルテなどをもとに、整備等をする施設の優先順位づけの検討を進めることとなります。個別計画を進めるに当たりましては、町民の意見を伺いながら町民の方のニーズ、施設総量の適正化、身の丈に合った施設規模へのスリム化、地域の魅力向上、活性化などを勘案しながら検討することになるということでございます。

一方で、定期的な点検巡視を行い、予防保全の考え方を踏まえて、効果的で計画的な耐震化、維持管理、修繕などを実施していき、あわせて長期的な利用が望まれる施設は、計画的に長寿命化を図っていくということになります。

以上のように検討、推進していくに当たりまして、御嵩町公共施設等総合計画にもありますように、本計画、それから個別計画の進行管理につきましては専門部門を位置づけ、分野横断的に管理していくということになります。現状は企画課企画調整係が担当ということになっております。

御質問の次回の人事異動で専任の担当者を配属するかどうかにつきましては、先進事例の視察先であります自治体は、議員も御指摘のとおりでございますが、本町とは人口規模も違い、それから職員の数も本町と比べて多い状況でございます。そういった中で先進自治体と同じような組織体制を組むのはなかなか難しいという状態でありますので、現状の体制を基本的には維持していくということになりますが、今後必要となった場合には専任職員の配置も検討していくことを考えております。その際には、職員の定員適正化計画を踏まえながら正規職員で対応するのか、あるいは専門的見地からの臨時職員での対応も考えられるかというふうに思っております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[9 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

9 番 山田儀雄君。

9 番（山田儀雄君）

ありがとうございました。

私は、自治会間のあり方について一番聞きたかったのは、本当に役員のなり手がいないという部分で、4点目でありますけれども、合併の件でありました。そうした中で、町としても合意形成ができれば進めていくというような御答弁をいただきました。ここ二、三年はないかもしれませんが、近い将来にそんな話が出てくると思いますので、どうかそのときにはバックアップというか、行政側も一緒になってやっていきたい、こんなふうに思っています。

それと、2点目のほうでありますけれども、現体制を維持すると、僕はあのときの視察で聞いたことが、計画まではできても、それを実際運営していく中で本当に担当者がいないとなかなか前に進まんという部分がありまして、実際に動いていったときには、臨時なのか、今の1人ふやすのか、担当者でやるのかわかりませんが、いずれにしても、責任を持った担当部門をつくっていただいて推し進めてほしいなど、こんなふうに思います。ただ、これから本当に大きなお金がかかってくる部分なので、いろんな形で議会とも協議していかなきゃならない部分があると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで山田儀雄君の一般質問を終わります。

続きまして、3番 伏屋光幸君。

3番（伏屋光幸君）

議長のお許しが出ましたので、さきに提出した通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

ちょっと私も風邪ぎみなので、聞き取りにくいところが出てきますことをさきもってお許しをお願いします。

では、今回の私の質問は、伏見小学校の建てかえ計画についてお伺いをいたします。

私が忘れてはならないことは、伏見の住民代表として御嵩町議会議員に選出をされ、この議会に送り込まれてきたものであります。7月で議会活動を1年経過いたしました。今の時代でしょうか、世の中の移り変わりの速さと自然災害で大規模に生活環境が変わることを報道機関の情報等で痛感をしてまいりました。熊本地震の後、町長方針で新庁舎の建てかえが急速に加速をしてまいりました。ここで私自身としては、新庁舎建てかえについては反対ではありません。本庁舎の機能が麻痺することはあってはいけません。

私が今回お尋ねすることは、全て伏見地域の公共施設についてであります。

伏見小学校、残存耐用年数11年であることを初め、伏見公民館、残存耐用年数16年、伏見消防団第4分団詰所、残存耐用年数17年と言われております。この御嵩町管内全体で伏見地域のことがなぜ取り上げられないかを疑問視をしております。本町の本庁舎の残存耐用年数は24年

であります。自然災害、地震の発生時期については、いつ何時は誰にもわかりません。耐震補強が実施できていない庁舎に比べ、平成10年に耐震補強工事を実施して地震に強い校舎になっていることは認識をしていますが、残存耐用年数が少なく、古い公共施設が被害を受けやすいと思うのが自然ではないでしょうか。

御嵩町の宝である子供、児童たちを守ることは、将来の御嵩を守ることだと思っております。緊急避難場所である伏見公民館の機能は、本庁から適切な情報伝達と避難者の一時確保であります。有事が発生した場合は、地域の安全を守るのは消防団員であります。優先順位を決めるのは、町長、執行部、町幹部職員だと思います。私は伏見小学校建てかえについていつごろであるのかをお聞きしたいです。

平成28年3月定例議会において、老朽化している伏見小学校校舎の整備について質問をさせていただいております。昭和41年度に建設された伏見小学校の校舎は50年を経過した建物、老朽化校舎と認められる状況であると思います。その後、町長を初め町執行部は、明らかに熊本地震を想定して、また起点として御嵩町庁舎建設に猛烈なスピードで進められております。3月定例議会から見ますと、想像以上に急速な中で進められていることに、地元伏見地域の住民から見ますと、熊本地震を語れば庁舎建設の優先順位に対して、各公共施設の安全性と危険性など重要問題として審議をしていなければ住民の信頼は得られないと思います。

町長に質問申し上げます。

1つとして、御嵩町庁舎建設と同時に伏見小学校建設計画を提示してほしい。それから2つ目といたしまして、昭和41年度建設、現在50年目を迎える校舎の建設計画・事業計画を伏見地域の町民の方々に示してほしい。3つ目といたしまして、庁舎建設優先はされても、学校建設着工へのスケジュール、事業予算をできれば提示してほしい。熊本地震後の進められている新庁舎建設と同時点において、現庁舎建設、昭和53年、現在で38年を経過の建物であるならば、子供たちの学校教育の大切な大切な教育場所について、明確に教育施設に対する計画を明らかに提示すべきだと思います。

次に、高木教育長に御質問をいたします。

町長と同じ内容の質問を教育長としてどう受けとめられますか。新庁舎優先方針と考えられますか。学校教育施設、あなたが卒業されました伏見小学校校舎を教育委員会方針の中で、先輩としてどのようなお考えなのか答弁を求めます。

私の質問の最後は、御嵩町公共施設の現状とすべきも、重要課題を十分執行部にて検討結果において議会に提示すべきであります。その上で新庁舎建設に向けた議論を深めるべきであると思います。再度お願いを申し上げます。伏見小学校校舎、老朽化しておりますその事業計画を第1点目、できれば何年度に着工するのか。第2点目として、事業予算は確保されているの

か。新庁舎建設計画と並行して協議し、執行部として考え方を明確にしてほしいと思います。

質問は以上であります。

議長（大沢まり子君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

皆様、おはようございます。

伏屋議員の御質問、伏見小学校についての教育長の考え、そして現時点での改修の計画等についてお答えいたします。

初めに、伏見小学校校舎について再確認いたします。伏見小学校の南舎は、昭和41年度に東側884平方メートルを新築、昭和42年度に西側1,409平方メートルを新築、平成4年・5年度に外壁改修、理科室・図書室等改修、平成8年度に職員室・保健室等改修、平成10年度に耐震補強工事を実施、耐震指標 I s 値は1.16であります。耐震指標 I s 値とは、建築物の地震に対する安全性を示す指標で、I s 値0.6以上あれば大地震、震度6強から震度7による倒壊または崩壊の危険性が低いとされています。ただし、学校は多くの児童・生徒が学習する場であり、避難所としての活用も多く、0.7以上に、役場庁舎は災害対策の指揮、情報伝達の拠点となるため、0.9以上が目標値とされています。よって、伏見小学校の南舎は耐震指標 I s 値1.16でありますから、耐震基準を満たしております。

北舎は昭和54年度に全体1,312平方メートルを新築、平成4年・5年度にコンピューター室・家庭科室等改修、耐震指標 I s 値は1.03であり、耐震基準を満たしております。しかし、建築後年数を経過したことで雨漏りや修繕が多くなってきたことから、伏見小学校校舎の長寿命化大規模改修については、教育委員会として最重要課題であると捉えています。そのため、平成25年度から校舎の改修を念頭に長寿命化の校舎改修のあり方の調査や、内装の木質化等、木材を利用した先進的な校舎の視察等を進めてまいりました。平成25年度から毎年、伏見小学校長寿命化改良事業として御嵩町総合計画の3カ年実施計画を作成し、提案し続けています。そのため、御嵩町として重要な課題として位置づいてきました。伏見小学校長寿命化改良事業の内容は工期5年で、初年度に改修基本計画、2年度に改修実施設計、3年度に南舎東側改修第1期工事、4年度に南舎西側改修第2期工事、5年度に北舎改修第3期工事、事業費は約8億円、内装の木質化と岐阜県産・御嵩町産の木材を活用した学校づくりを目指しております。

御嵩町役場の各部署は、町民のために多くの施策を立案し予算を要求します。そのために協議をしながら優先順位を決めています。御嵩町公共施設の改修・改築については、庁舎の耐震指標 I s 値は0.21、中保育園の耐震指標 I s 値は0.41、中児童館の耐震指標 I s 値は0.48で、いずれも耐震基準を満たしておりません。よって、まずはこれらが最優先課題となります。そ

のような中でも伏見小学校校舎の改修については、他の公共施設の中でも高い順位になってきました。改修等が実施されるまでは、安全面や機能面でのふぐあいの発生など総合的に検討をしながら、きちんと修繕を行い、安全・安心な学校になるように努めてまいります。

現在、伏見小学校は地域と親と先生と子供たちが一体となって、安全・安心な学校づくりに全力で取り組んでおります。古い校舎だからこそ愛着を持って心を込めて大切に使っているのです。まさに地域の教育力が高まり、よい環境でよい子が育つの見本となっております。伏見地区の皆さんの伏見小学校に対する熱い思いのおかげで、校舎改修も間近になると確信しております。

以上で答弁を終わります。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

伏屋議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、耐震基準 I s 値等々は教育長の申し上げたとおりであります。優先順位の問題ということになってくるかと思えます。施設整備につきましては、その時代によって求められるものが変化してきます。また、その優先順位も変化をします。政策を決定し執行する町長の立場、現在の私の立場に基準となるものはございません。政策や数値で最も参考にするとしたなら、前任者の数値、政策ということになってまいります。

柳川町長に対する時代の要請は、福祉施設の充実でありました。柳川町長時代に整備された施設をざっと東のほうから羅列をいたしますと、上之郷中学校体育館、井尻地区の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、グループホーム、中山道関連では竹屋資料館、そして庁舎前にある希きらり館の改修、全面改修、中地区では授産所あゆみ館の建設、そしてその近くにありません未就園児の施設であるぼっぼかんの建設、これについてはもう建設は決まっております、基金として建設費が残してありましたので、即私が設計変更した上で完成までさせていただいたと。ある意味、中身、いわゆるぼっぼ母べえというボランティア組織、その中身をむしろ力を入れてつくったという施設であります。伏見地区では、高倉にありますデイサービスセンター、そして一本松公園、老人福祉施設あつと訪夢ということになります。その後、伏見小学校に代表される学校施設の耐震化をしておられます。共和中学校についてのみ、私が町長になりましてから実施をさせていただきました。

これらの事業で見えますのは、高齢者対策を基本とする福祉関連施設がほとんどであります。それらの事業に加え、御嶽宿関連と公共施設、学校の耐震化に前町政ではシフトが移行してい

きました。私が町長になりましてから、御嵩駅前にさんさん広場、わいわい館、そして健康館の3施設を建設いたしました。これは短期的時代の要請、リーマンショックによる経済対策での緊急雇用ということで実施をいたしました。金額としては1億円を3施設合わせまして超えるわけですが、御嵩町として支出したのは15%ぐらいですので、財政に負担をかけるというような数字ではございませんし、借金を残したというわけでもございません。

その後、御承知のように耐震化は不可能ということで、伏見児童館、にこにこ館の建設をさせていただきました。そして、現在建設中の上之郷防災コミュニティということになります。これも本年度までの国の事業である防災・減災対策債というものがございまして、充当率、普通なら加えられないんですが、土地代も含めて100%のいわゆる借り入れが認められ、交付税措置率がそのうちの70%ですので、長期ローンを返済していくその時点では7割が国の地方交付税で補填されていくという、起債としては大変ありがたい借金であるということになります。有利な財源で支出を抑えているというのが現状であります。

それら施設というのは、実は私は施設整備はほとんどある意味やっています。あと大きなものといえば上之郷の保育園ぐらいですので、実際に皆さんが施設施設とおっしゃるほど、私は実は施設事業というのはほとんどやっていないのが現状であります。10年間をかけてその程度ですので、サボっていると言われればそうかもしれませんけれども、ほかの事業を充実させてきたということになります。したがって、現段階で一般会計に影響を与えるような財政運営はしてきておりません。

ここで、その財政についての変化を少し触れておきます。

私が引き継いだ時点の基金総額、総基金の残高は15億1,000万ほどでありました。27年度末、今回決算の年度であります。33億9,000万円という基金総額になります。18億8,000万円ほど積み立てをふやしたということになります。借入残高については、臨時財政対策債は100%国が地方交付税の中に入れてきてくれますので、一般会計分、臨時財政対策債は除いて17年度、これは柳川さんの時代になるわけですが、38億5,000万円ほど。26年度、昨年度の決算の数字は13億円ということになっております。この数字については交付税措置される数字も全て含まれておりますので、今御嵩町の一般会計の借り入れは1桁ということになっているかと思われま。これにより、27年度、実質公債費比率は3年平均7.3%、単年度では6.8%を示しております。前任の影響を大変受けまして、22年度から6.1ポイント、22年度が御嵩町実質公債費比率を皆さんにお示しするというルールになってから最高額が13.4%でしたので、現段階で単年度で6.8、3年平均で7.3という数字になるわけですが、6.1ポイント好転をしております。

政策にストーリーがあるとするならば、柳川町長時代に福祉が充実し、その後、防災の観点

から耐震化へ移行したと御理解いただけるかと思います。庁舎の耐震化は、既に平成25年度から基金の積み立てをしております。最優先、必須の施設と位置づけております。また、庁舎と同等以上に位置づけているのが中保育園、そして中児童館であります。この3施設が、先ほど教育長が説明したとおりのI s値が非常に低く、耐震性がないと言われている御嵩町が抱える大きな施設の3つであります。つまり、この3施設が耐震化の最終ということになってくるかと思っております。

そしてその後、始めていかなければならないのが、いわゆる施設の老朽化対策であります。伏見小学校の耐震化をする際に、私は前町長に、この際建て直したらどうですかということをお願いしました。しかし、そんな金がどこにあるというようなことから、実際には耐震化で済ませたわけでありまして。その時点で、町行政としては伏見小学校に関しては長寿命化を図るという方針を決定したということになるかと思っております。

そういう意味では、非常に大きなお金をかけなくてはいけないわけでありましてけれども、私自身がこの残り3年足らずという任期になっておりますけれども、取りかかるとしたら、この3点であろうということは自分自身意識の中にあります。

先ほど申し上げました実質公債費比率も、この改善が非常にうまくいっておりますので、低い数値を示してくれました。単年度で6.8%であります。御嵩町の財政の状況からいって、最終的に3年平均で6%台まで持っていければ十分かなといえますか、それ以上は望めないなというような、そういう状況でもありますので、皆さんにもその点は御理解をいただいた上で考えていただきたいというふうには思っております。

今後、計画している事業を展開しますと、当然、今積み上げている基金も減少をいたします。そして借金はふえるということになります。私の1期目4年間というのは、財政上本当に苦しい思いをしました。そのような財政状態にしないのが私の仕事であります。

実質公債費比率も今後そうした事業展開をすることによって上昇をしてくと、右肩下がりをずっと続けておりましたけれども、右肩上がりに転じるのが来年、再来年ぐらいかなというふうに考えてはおりますけれども、少なくとも横ばいの状況をしばらく続けていきたいと思っておりますし、預貯金、基金を減額し、その上で借入れがふえていけば実質公債費比率は必ず上がってくるもの。ただ、13.4%になるまでやっちはいけないとは思っております。イエローカードは18%ですので、まだまだその数値でも余裕がありますけれども、いろんな政策上の問題から、できれば10%前後までに押しとどめるような事業計画をしまいたい、このように考えております。

これは大変情緒的な話になりますが、財政を大変心配される方はお見えになりますが、私はこの御嵩で生まれて育ちました。そして、御嵩で仕事をし、今現在、町長を務めております。

当然、老後、余生も御嵩で送るつもりであります。財政破綻をさせたような町に、そのときの町長が住めると思いませんか。あり得ない話です。それは確実に今はデータなども出てきますから、しっかりとそのデータを分析しつつ、どこまでが御嵩町の財政力で耐え得ることができるのかということは、少なくとも、私が集めた資料はそうした展開をどうしていくのかを判断する大変質の高い、また量の多い情報になるわけでありますので、それらを分析し間違えないように御嵩町の財政もきちんとした形で成り立たせていきたい、このように思っております。

先ほども申し上げましたように、財政上、私が責任を持って実施へのゴーサインを出せるのは、私の3期目余すところ3年足らずということになりましたけれど、この3点、4点ということになりますか、庁舎、中保育園、中児童館、そして伏見小学校南舎・北舎、そういうことになってくるかと思っておりますので、でき得れば、その老朽化対策に取りかかることが早くできるように、今の耐震化をしなければいけない施設については決定していきたい、こういう意思で今取り組んでいるところであります。

先ほど教育長が答弁させていただきましたように、1つのパッケージとして伏見小学校の老朽化対策を実施する際には5年という年月が見てあります。少なくとも、諸般の今現在申し上げたような問題が方向性が確定すれば、その5年のパッケージをどこに当てはめるかで決めていけると私は考えております。ただし、これは5年ということに限定し、決めておく必要もないと思います。早くやれるのであれば、4年間でやってもいいというふうには思っておりますので、ぜひ一つの流れ、ストーリーからいって耐震化を優先させていただいて、その後、御嵩町の施設の老朽化対策が始まると、このように考えていただけたら幸いに思います。

以上で、伏屋議員の質問にお答えをいたしました。

[3番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

3番 伏屋光幸君。

3番（伏屋光幸君）

高木教育長、それから渡邊町長、どうも回答ありがとうございました。

町長も、議員さん時代に伏見小学校について建てかえようということをおっしゃられたということは、私初めて聞きましたのであれですが、実際、今聞いた内容で私自体は納得しました。伏見地域の皆さんからいろいろ聞かれた場合は、今のようなことが答えられますので、非常にきょうはありがとうございました。

以上で私の質問は終わります。

議長（大沢まり子君）

これで伏屋光幸君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開予定時刻は10時50分といたします。

午前10時29分 休憩

午前10時50分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

私も喉の調子がおかしいので、もしかしたら、せきが出るかもしれませんので御容赦ください。

それでは、きょうは、みんなでつくる地域包括ケアシステムのあり方という点で質問をさせていただきます。

皆様御存じのとおりですけれども、介護保険改定により市町村は2025年問題にどう対応していくのか、今後10年余りで急速に高齢化が進み、団塊の世代が75歳以上となって後期高齢者が多数となり、単身、老夫婦世帯が急増する地域を自治体としてどうするのか、高齢者の生活を守るためにどのような施策やシステムが必要なのかを、市町村みずからが地域と高齢者の生活実態をつかんだ上で考えることが求められています。

厚労省は、高齢化が進み、単身や認知症、重度の高齢者がふえる中で、2025年の将来像をイメージし、サービス水準も推測しながら、どんな地域をつくりたいかを考えることを市町村に求め、市町村担当課の方には、まさしく新しく地域づくりを始めるという発想で事業を進めていただくと、市町村介護担当者への期待を投げかけています。

今回の介護保険制度改正の大きなポイントである要支援サービスの市町村事業への一部移行は、市町村が独自にサービス内容を設定できるということから、地方分権の試金石と言われていたわけです。

さて、先ほどの加藤議員の質問にもありましたけれども、この8月に埼玉県和光市において、4市町合同という形で視察研修を実現させることができました。和光市は、行政が強いリーダーシップをとり、自分たちの町にふさわしい仕組みづくり、まちづくりを進めており、地域包括ケアの先進的な取り組みを先頭に立って牽引してきた保健福祉部長からお話を伺うことができました。このお話を聞いたときに、本当にこんな町になるといいなあ、そして私が介護を受けなければならない立場になったときに、和光市のようなケアを受けられたらどんなに幸せだ

ろうということを強く思いました。

和光市が介護保険開始以来、積み上げてきた綿密ですきのない地域包括システムについて、単に視察をして、すばらしい取り組みだということで終わらせることなく、ここをお手本として、少しでも近づけるよう努力をしていかなければならないと強く思いました。そして、私たち住民も地域で支え合える体制づくりに向けて、主体的に動いていきたい、行政ばかりに任せているのではなく、協働ということできっちり動いていけたらいいなという思いを強くいたしました。

今回の視察では、担当課の職員2名が同行されましたので、同じような思いを共有できたのではないかと思います、今後の取り組みに大変期待をしたいという思いから質問をさせていただきます。

まず1点ですけれども、まず感想ですね。それから、1点目、職員の意識改革ということですが、介護保険は、介護が必要になった人が要介護・要支援認定を受け、その人の状態に合った適切なサービスを受ける制度です。一方で、平成12年の介護保険制度開始に当たり、利用者本位、利用者の自己選択、自己決定の言葉だけが先行して、その本当の意味を理解してもらう取り組みが不十分だったことが否めないように感じています。利用者が正しく介護保険制度の理念を理解しないまま、今に至っているとも考えられます。そのためには、介護保険は利用者が好きなように選んで使えるもの、あるいは困り事を解決するために使うものという認識が広がっており、職員もなかなかそれを否定できないでいるのが現状ではないかと考えます。

和光市に学ぶためには、まずは職員の意識を変えていくことから始まるのではないかと思います、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

2つ目の質問です。ニーズ調査と基本チェックリストについて。

ニーズ調査についてお聞きをいたします。

市町村介護保険事業計画を策定する際に必要なのがニーズ調査であり、家族や生活状況、運動、閉じこもり、物忘れ、社会参加などについて尋ねるアンケートで、2次予防対象者を抽出する基本チェックリストを含んでいます。

多くの市町村では、サービス名を列挙して、その中から利用したいサービスを選ぶというような高齢者の意向を知るための調査でしたが、和光市では、意向だけでなく実態を把握できる内容としています。その高齢者の心身の状況、生活状況がどのようなのかという実態を問う質問です。こうして和光市は、高齢者の実態を把握する調査の実施と、その詳細な分析、要介護認定などの情報の活用により、エリアごとの課題を具体的な数値まで把握し、その上で把握した課題を解決するための綿密な介護保険事業計画を策定しています。

平成13年に初めてこの調査を実施したときから、和光市では、返送してきた人よりも、未返

送者の中にこそハイリスクの人がいる可能性があると考え、その実態を把握するため、未返送者全員を訪問しています。その訪問は担当職員だけではできないので、市職員や地域包括職員、ケアマネジャー、民生委員のほか、事前研修を受けたボランティアの介護予防サポーターなどがその未返送者の訪問に当たっています。この報告から、さまざまな問題を抱える高齢者がどこにいるかが浮かび上がってきただけでなく、孤立、閉じこもりの高齢者を見つけることができたということです。

御嵩町において、ニーズ調査と基本チェックリストの現状はどのようになっていますか。まずは、業者任せでなく、高齢者の実態が把握できる内容にできませんか。また、未返送者に対する対応はどのようになっていますでしょうか。そして、未返送者全員の戸別訪問については、どのようにお考えでしょうか。

次、3点目に入ります。住民主体のサービスについてです。

御嵩町では、平成27年の高齢化率は28.2、平成37年には高齢化率が34.3となります。介護認定者数は、平成27年が17.6、平成37年は19.8となり、1.23倍と予想されるわけです。明らかに高齢化率は高くなり、介護認定者数は確実に増加することが考えられます。

さて、新しい総合事業では、市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものとされています。住民がサービスの提供の主体となる仕組みづくりは、行政がこれまで経験したことのない仕組みづくりです。急に、住民活動やボランティア活動が生まれるわけではありません。御嵩町の住民団体が担うサービスづくりの準備の進捗状況をお伺いいたします。

次、4番目の職員体制についてです。

私は、平成27年第1回定例会の一般質問で、福祉部門などでは職員の専門性が求められるため、専門性に精通した職員の配置をすべきではないかと質問をいたしました。そのときに、当時の瀬瀬副町長が次のように答弁をされています。役所の仕事には専門的知識に精通した職員がその知識を生かして活躍してくれることが住民サービスの向上につながると理解しているが、一方、自分の専門分野以外から見詰め直す機会を持たせることにより、専門職としてさらなる向上と、行政職としての幅広い視野や知識を習得させるため、定期的な人事異動において育成し、その後、専門分野に戻して職務に従事させております。このような御答弁をいただいているわけですが、それでも今回の和光市の視察を通して、再度この問題について質問をいたします。

和光市での視察で説明をしてくださった保健福祉部長の熱血ぶりに、最初はこの方は厚労省から出向してきた人なのかと思ったほどですけれども、この方は介護保険ができた当初からこ

の分野で周りの職員を説得し、システムをつくり上げていったという方でした。この部長だけでなく、担当市職員と地域包括職員、ケアマネジャーが密に連絡を取り合っています。そして、ケアマネジャーは担当する高齢者の全体像を見渡して支援し、地域包括職員は日常生活圏域全体を見渡し、市職員が市内全体を見渡して支援に当たっているという仕組みになっています。そうした3層構造で介護予防が行われています。支援スキルは5年、10年かけて身につけるといことで、支援スキルと人的ネットワークの維持、向上が必要な課では、5年以上異動なしということも珍しくないということです。

介護保険の分野については、2025年を見据えた体制をつくり上げていくためには、専門職とともに高齢者を支えるスペシャリストを育てる必要があると考えます。さらに、介護保険制度は何度も法律が変わったり、制度が変わったりしているので、そのために職員の方たちは一生懸命勉強をしてくられていると思いますので、一層そういったスペシャリストが必要ではないかと考えます。

以前の瀬瀬副町長の答弁にもありましたように、御嵩町においても人事異動のルールはあるかと理解してはいますけれども、今後の御嵩町の住民が、ずっと安心してこの町で暮らせる介護保険の体制を、今しっかり根づかせるために、介護保険の分野については、特別に職員の異動の期間を考えるべきではないかと考えます。

総務部長はこれまで保険長寿課長だったので、そうした現状もよく理解していただけるのではないかと思いますので、御答弁をよろしく願いいたします。

以上4点についてお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

それでは、岡本議員の御質問、みんなでつくる地域包括ケアシステムのあり方についてお答えをいたします。

私に対する質問は、通告書では3点となっておりますが、お話の中では細かな御質問内容もございましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず最初の御質問は、和光市の視察の職員の感想はどのようであったかです。

今回の視察に2人の関係職員が同行いたしましたが、それぞれからレポートを提出させていただきますので、ここでその一部を紹介させていただきます。

1人目です。徹底したニーズ調査と分析力には圧倒され、ターゲットを明確にするということで新たな発見があり、職員や専門職への研修体制について印象に残りました。時間をとるなどのことは必要ですが、ニーズ調査などと違い、御嵩町でも導入できるのではないかと感じま

した。そもそも御嵩町でも、サポーター派遣や各地域のサロンや自主教室など、紹介できるサービスがなくはないのですが、職員も住民もメインサービスになる介護保険に流れて行っていることは否めないと思いました。また、基本的には介護サービスと自立の人とのサービスで分けてしまっている問題もあると感じました。

2人目の感想です。和光市は、平成15年度から介護予防に取り組み始め、今が完成形だと思います。国が介護保険の制度改正をする上で目指す姿の一つであるのは間違いないと感じました。御嵩町からすれば、これまでも介護予防に取り組んできましたが、今後訪れる2025年に向けてのことが元年、スタートだと考えて取り組んでいく必要があると思います。御嵩町は御嵩町のスタイルで行っていけばよいのですが、和光市の行ってきた、また行っていることで見習わなければいけないことを取り入れつつ、できることから取り組んでいきたいと思っています。これから、第7次の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を進めていく時期ですが、この計画の中で、今後、御嵩町が進んでいくべき方向性を決め、実行できるような内容にし、現在取り組んでいる事業も一度検証して、変えるべきところは変えていきたいと思っています。

以上がレポートの抜粋でございます。

次に、第2の御質問は、職員の意識改革をどう考えるかです。

介護保険のみに頼らない総合事業を進める上で、和光市では歴史を積み重ねて今の状態があると思いますが、御嵩町ではこれからがスタートになります。今回、視察するに至った国の介護予防に関する考え方、方法の見直しに基づく地域包括ケアシステムの構築には時間がかかります。関係の職員も、この制度改正に対応するために、課内での勉強会等を現在定期的に開催中ではありますが、今後も勉強会を重ね、必要な知識を身につけていくことが職員の意識を変えるための第一歩だと考えています。そして、庁内のさまざまな部署にも地域包括ケアシステムの概念等を広めていく中で、職員の意識改革を進めていきたいと考えます。

第3番目の御質問は、ニーズ調査と基本チェックリストの現状についてです。

これまで御嵩町で行われてきたニーズ調査は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定する際に、高齢者等実態調査として実施し、計画に反映させてまいりました。この調査では、御嵩町が行っている高齢者福祉サービスや介護保険サービスの満足度やその利用状況と、今後の利用意向などを調査しています。平成26年2月に実施しました第6期事業計画でのニーズ調査は、アンケート郵送方式で、対象者を一般高齢者、在宅認定者、施設利用者の3種類に分けて実施、発送総数2,480人に対する回収率は69%でした。

また、基本チェックリストは、近い将来、要支援・要介護状態となるおそれがある高齢者の方で介護認定を受けていない方、これを特定高齢者、あるいは2次予防対象者と申しますけれども、そういった方を選定するために厚生労働省が作成したもので、25の設問項目から成る質

問シートです。御嵩町では平成18年度から活用してまいりましたが、平成23年度からは、健康度チェック表として、要介護認定者を除く65歳以上の方全員に毎年郵送し、回答があった方の中から2次予防対象者として把握し、介護予防教室につなげてまいりました。

この事業は、国の支援を要する高齢者の把握方法が基本チェックリスト送付から地域の見守りに転換されたことなどにより、平成26年度で終了をしました。当時の発送総数4,235人に対し、回収数は3,136人で、回収率は74%でした。

なお、総合事業が始まる後は、窓口において生活の困り事等の相談をした被保険者に対して基本チェックリストを実施し、利用すべきサービス区分の振り分けを行い、必ずしも認定を受けなくても必要なサービスを利用できるよう、本人の状況を確認する判断ツールとして用いることとなります。また、現在でも包括支援センターでは、要支援者のケアプランを作成するために基本チェックリストを活用しております。

第4番目の御質問は、ニーズ調査は高齢者の意向調査にとどまらず、実態が把握できる内容にできないかでございます。

今後、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定する場合の高齢者等実態調査では、これまでの意向調査にとどまらないように、高齢者の実態を把握するために、基本チェックリストを反映させた形に改良してまいりたいと思います。その際には、議員御指摘のとおり、業者任せではなく、調査実施者として、町もどのように反映、活用できるかを調査・研究し、対応していきたいと思います。

そして、第5番目の御質問は、未返送者に対する対応はどのようにしていますかです。

これまでの事業計画策定前のニーズ調査では、未返送者に対する対応はしておりませんでした。また、基本チェックリストを使った2次予防対象者把握事業では、1,000人を超える未返送者のうち、年齢の高い二、三割程度の方を抽出して戸別訪問を行ってまいりました。研修先の和光市では、地域包括ケアの実現を目指すために、日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の課題、ニーズを的確に把握しようとしています。これにより、地域の課題や必要となるサービスを把握、分析しております。その際、アンケートが出せなくて問題のある人こそ心配であり、そのケアをより優先させるためにも未返送者全員の戸別訪問を行っていることは、大変有意義であるものと考えます。

当町でも、今後はアンケート対象者数に対する未返送者数の数量的な問題や訪問内容、また、その訪問体制での課題はあるものの、関係者を交えての効率的な対応を図ってまいりたいと考えております。

最後の御質問は、新しい総合事業に向けて、住民主体のサービスづくりの準備状況はどうかであります。

地域の支え合い体制づくりのためにも、さまざまな団体や関係住民による要支援者の働きかけが今後必要となつてまいります。まずは協議体を立ち上げ、機能させていくことに力点を置いていきたいと考えています。

また、現に社会福祉協議会のボランティアセンター事業で実施しているボランティア派遣事業では、個人からの送迎、ごみ出し、買い物の付き添い等の依頼に応じたサービス提供が行われています。また、役場関係施設などで行っておりますサロン運営や筋トレサポーターなどは、住民がサービスの担い手となる体制づくりの可能性を大いに含んでいると思います。その手始めとして、高齢者ボランティアポイント制度を皮切りに、住民活動の受け皿づくりを模索中があります。

今後は、協議体の中で地域資源の把握や事業推進での課題を整理しながら、創意工夫のもとに住民主体のサービスを開発していきたいと考えます。

以上で私に対する岡本議員の答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

総務部長 加藤暢彦君。

総務部長（加藤暢彦君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

質問は、介護保険体制をしっかりと根づかせるために、介護保険分野の職員は異動期間を長くするなど考慮すべきではないかということであります。

本町の人事異動の基本的な考え方は、平成27年第1回定例会におきまして、当時の瀬瀬副町長が回答したとおりであります。一般の職員、特に若手の職員は定期的な人事異動をすることにより多くの職歴を重ね、行政職としての知見を広め、その職員の能力や適正を見きわめながら、適材適所の人員配置をしております。最初から1つの部署に長年固定した配属をすることは、本人のキャリアにもかかわることになります。幾つかの職種を経験することにより、その本人にとって最も適している職種を見つけ、その職種に従事させることで、さらに専門知識を身につけ、住民サービスをするということを基本として考えております。

また、専門職におきましては、自分の仕事を見詰め直す機会を持たせることにより、専門職としてのさらなる向上と、行政職としての幅広い視野や知識を習得させるため、定期的な人事異動を行うことで育成を図り、その後、専門分野に戻し、職務に従事させておるということでございます。

御質問にあります介護保険担当職員は、介護保険制度改正によりまして、地域包括ケアシステムを初めとする業務の新たな構築であったり、介護予防施策など、さまざまな業務の実施を行うということで大変多忙でございます。また、要介護や要支援の認定を受けている方、それ

から認知症の高齢者の方、その御家族の方など、さまざまな方とのかかわりも持ちますので、知識、経験、それからスキルが必要であるということも承知しております。

厚労省は、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの体制を強化するため、平成28年1月に通知を出しております。その内容は、センターの専門職等が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動が十分に行えるように、適切な人員配置を確保する必要があります。センターの業務量と役割に応じた適切な人員配置を確保することとあります。

そういうことも受けまして、現在、来年度の職員採用に向け職員採用試験を実施しておりますところでございますが、来年度採用の大卒程度職員の募集職種に、地域包括支援センターの専門職の資格要件であります保健師、それから社会福祉士も入れて募集をしておるということでございます。優秀な職員がおれば積極的に採用していきたいというふうに考えており、人員体制の強化にも取り組んでおるところでございます。

御質問の介護保険担当職員の異動期間につきましては、質問の趣旨は理解をいたします。が、先ほど申しました人事異動の基本的な考え方もございますし、そのときの事情により、異動せざるを得ないということも御理解いただきたいと思っております。

ちなみに、地域包括ケアシステムの中心となります地域包括支援センターの職員については、主任ケアマネが現在4年目でございますが、以前も本職に勤務しており、通算期間は7年目です。それから、社会福祉士は現在5年目となっております。保健師は前任者が6年間業務に従事しておりましたし、現在の者も以前地域包括支援センターに在籍経験のある者が担当しておるということで、比較的長い期間を担当しておる者がおるということもございます。また、一般職につきましては介護保険係長が通算5年、高齢福祉係長が通算6年と、それぞれ以前経験のある者が業務に従事しており、こちらも比較的経験の長い職員が従事しておるということも御承知おきいただきたいと思っております。

いずれにしましても、適材適所の人員配置に努め、町民へのサービス向上につながるようにしていきたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、2点ほど再質問をさせていただきます。

1つ目ですけれども、アンケートの未返送者の対応ですね。これについては、これからしっかり訪問体制をつくっていくということですが、和光市では民生委員さんとか、それから支援

サポーターの方々も一緒になってやられているようですけれども、民生委員の方はかなりこういった地域の中で、例えば閉じこもっていらっしゃる方とか把握していらっしゃるのではないかと思いますので、ここは民生委員さんとの連携も必要ではないかと思いますが、この点についてはどういうふうに対応を今されているのかということが1点目です。

それから2点目ですけれども、住民主体のサービスということで、これからは協議体ということで、これは一応、社協が中心となってやっていかれると思うんですけれども、これは社協だけに任せてはいけないと思います。この間、社協主催の地域福祉事業計画の懇談会というのが地区ごとにあつたわけですが、そのときに私も御嵩地区の懇談会に参加したんですけれども、例えばこれから住民主体のサービスということで、サロンをやりたいという人がいて、私は、うちは空き家ならあるよ。で、別の人、私はサロンをやりたい。でも、今そういう人たちがマッチングできる場所がないんですね。情報共有する場所がないので、やっぱりそういったこととか、そういうところでどんな意見が出たのかということなども、この間は社協が主催でしたけれども、情報共有しながら、ぜひ一緒になってやっていただきたいと思います。

その中で質問としては、特にそういったことをやっていく中で、包括支援センターの役割というのはとても大きくて、ここがコアになって本当に頑張ってやっていかないと住民の意識がなかなか上がらないというふうに私は感じているんですけれども、その辺の連携について、どうお考えになるのか、この2点について再質問をいたします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

ただいまの再質問につきまして答弁させていただきます。

まず、未返送者につきましての民生委員さんとの連携についてということでございますが、アンケートの未返送者を把握するにつきましては、やはりそのアンケートそのものが記名式であるということが前提になってくると思います。そういった個人的な情報を、また民生委員さんのほうにお渡ししていくということは、また今後の課題ではあると思いますし、現在も民生委員さんのほうで、御自分の担当される地域の高齢者の方の見守り活動を実施していただいておりますので、そのあたりは今後、もちろん含めまして連携をとってまいりたいと思っております。

続きまして、協議体を社会福祉協議会だけにお任せするのはということと、地域包括支援センターのほうの役割が重要になってくる。おっしゃるとおりでございます。どこが核になるということではございませんけれども、共同体ということで協議体でございますので、協力しながらやっていきたい。特に、先ほど申されましたニーズをマッチングさせていくというよう

なことにつきましては、今後、先ほどお話もしましたが、生活支援コーディネーター、ここが核となってくると思いますので、その人材選びというところにも力点を置いて、包括支援センターのほうでも力を入れていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

はい、ありがとうございました。

最後に、これは質問ではありませんけれども、住民主体でやっておられるサロンですね。その中で老人憩いの家でやっていらっしゃる「ひなたぼっこ」は、ことし、もう18年目になるということで、本当に住民の皆さんが頑張っているわけですが、そういう中で、最近、課長、係長や担当の若い職員の方々が来てくださっているということで、顔を見せてくださっているということで大変喜んでいらっしゃるそうですし、それから、そこに来られる高齢者の方も、やはり役場の若い方、課長もですけど、来ていただくと本当に喜ばれるそうですので、そういうところもぜひ今やっているサロンですとか、どしどし役場の方も声をかけたり、お金ではなくて、やっぱり気持ちといいますか、誠意といいますか、そういったこともやっていただくと、本当に協働という意味で一緒になっていい社会や地域をつくっていくということでも共有できるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、できれば町長も、ぜひそういうところにもお足を運んでいただくとありがたいかと思いますので、最後に一言申し添えます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

続きまして、2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問内容は、田んぼの多面的機能についてということで、新たな環境政策として、農地の多面的機能の保全、維持などについての取り組みについて、お話をお聞きしたいと思います。

御嵩町では、平成25年から環境モデル都市として、地球温暖化の要因とされる温室効果ガスCO₂などの大幅な削減を掲げ、他の自治体に先駆けてさまざまな活動に取り組み、大きな成果を上げています。特に、CO₂などの削減の役割を担う森林については、森林経営信託方式による継続的で法律的な森林整備、ボランティア組織であるみどり隊や民間企業の皆さんによ

る森づくりなど、環境モデル事業としての取り組みが積極的に行われています。

さて、環境モデル事業における森林は、CO₂などの削減に大きな力を発揮するものと考えられていますが、CO₂などの削減は森林だけではないでしょうか。田んぼや畑はどうなんでしょうか。田んぼなどは、食糧の生産という役割だけでなく、森林と同じように洪水防止、水源涵養、大気の浄化、生態系を維持する上での食物連鎖の底辺を支える虫やカエルなどの生物育成といった多面的機能を持っています。

国の農業政策では現在、小規模農家の田んぼを営農組合などの担い手へ集積し、積極的に大規模経営農家の育成を進めています。大型機械の導入などを手助けし、作業の効率化により経営の安定化を図り、将来につながる担い手の確保を見据えたものとなっています。また、生産調整、いわゆる減反政策は、農家の所得の安定化を目的とし、主食である米の需給バランスを考慮し、米価の安定を図るものです。これらの施策は、食糧需給の基盤となる農地という資産を未来永劫残していこうという国の思惑が根底にあると私は考えております。

御嵩町の農業は小規模経営農家が大半を占め、土地改良がされてきたとはいえ、1,000平方メートルから1,500平方メートル程度の狭小な田んぼがほとんどです。面積の小さな田んぼが多ければ、草刈りなどの管理が必要な田んぼの附帯施設と言われる用排水路や畦畔、あぜが多くなります。営農組合などへの集積が進めば進むほど、機械作業ができない、手作業に頼らざるを得ないあぜや水路などの草の管理に手が回らない状況に陥り、今では当たり前のように何げなく眺めてきた田園としての景観美が損なわれつつあるように感じるのは私だけでしょうか。

一昔前、小さな農家であってもそれぞれが自分の田んぼのあぜ草はもちろんのこと、その周りの水路、道路ののり面の草まで当たり前のように刈り取られ、良好な景観が当たり前のように保たれてきたのではないのでしょうか。田んぼは食糧の生産機能でなく、森林と同じような多面的機能を持ち、自然景観の形成と意義に大きな力を及ぼしてきたのではないのでしょうか。田んぼの周りが草だらけでも、米づくりそのものには余り悪影響を及ぼすものではありません。あぜ草はどれだけ伸びても構わないのです。そして、田んぼの草刈り作業なんかは、農業サイドから言えば、利益を全く生み出さない無益なものにもかかわらず、今まで当たり前のように行われてきたものです。その利益を全く生み出さない地道な草刈り作業こそが、田んぼの持つ多面的機能の維持に大きな役割を果たしているのではないのでしょうか。

例えば、農業サイドから眺めた休耕田、水を張っただけの田んぼは何も生み出さない無益なものでしかありません。しかし、環境面から見れば、町の全域に広がる多様な生き物がすむことができるビオトープと考えれば、その存在は有益で価値のあるものになります。田んぼそのものや、その周りの草刈りなど手が加えられたあぜや水路、道路を含めた景観こそが、緑豊かだと言われる御嵩町の自然環境の一部を担っているのではないのでしょうか。環境モデル都市

を重視する御嵩町だからこそ、田んぼの果たす役割や価値を見過ごしてはならないものだと私は考えます。

森ばかりに注目が集まる中、稲が植えられた田んぼ、水の張られた休耕田、その周りの手入れの行き届いたあぜや水路などが生み出す目に見えない自然の力、すなわち農地の多面的機能の保全と維持などについて、今までは農政ばかりだったんですが、その反面、環境、まちづくりなど、あらゆる部門において議論し、新たな環境政策の重要テーマとして取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。町長のお考えを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

安藤議員の田んぼの多面的機能についての御質問にお答えをいたします。

私自身、農業について本来語る資格があるのかと自分でも疑わしく思っております。それほど、ある意味では人生の中で縁遠いテーマであります。私自身、農業の経験は全くなく、一消費者にすぎません。したがって、農業をなりわいと考え、客観的な視点での答弁となることをお許し願いたいと思います。

農業に対して、率直に言わせていただくなれば、歴史的に、また今日的に表裏一体となっている問題点の確認そのものがなされてこなかった分野、業界、業態であると思っております。真に農地として守っておられるのか、資産として守っておられるのか、土地の資産という意味ですが、また、先祖伝来の農業を守るのか、農地を守るのか、農業をなりわいと考えておられるのか、形状が農地の維持管理のため作付をしておられるのかなど、ほとんど議論がされませんでした。されてこないまま今日に至っております。

これらは、表裏は混然一体となっている農業施策の一部でしかございません。私は、地方公務員は武士であったと、そういう立場と同じではないのかなということを考えております。さしずめ、安藤議員が定年をお迎えになられたころは、おおむね百国の高級、上級武士であったということであったやに思われます。

事ほどさように、日本の農業というのは、全ての文化の源、根源と言えます。お祭りのようなものでも全て五穀豊穡などを祈念したものが現在に至っても伝わっているということであり、先祖伝来の農地を守るということは義務に近い形で継承している世代は、残念ながら私も、この世代が最終、最後ではないのかなと考えてもよいかと思えます。

これは地域によって変化はするでしょうが、農地を資産と考え、つまり、例えば可児市の中心部にある農地と上之郷にある農地の違いというものが必ず出てくるわけでありますが、農地を資産と考え、保有を目的に維持をするのか、経済的利潤を生まない、生みづらい土地として

対策を考えるのか、選択する時期に迫られていると思っております。

そんな中、いわゆる安藤議員の質問の中にもありましたように、維持管理が大変なんだと。特に田植えを済ませてから、草の管理であるとか、いろんな作業が必要だということになってくるわけでありましてけれども、これは全国的な問題となっていると認識をしておりますし、国もわかっているということだろうと思います。それで、多面的機能支払交付金制度が整備されております。これについては、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金、これを合わせたものを言います。地域農業共同活動を支援する制度でありますので、1人では守れないだろうと、またこれに一番問題点があるとしたなら、いわゆるそれであっても、組織化したとしてもマンパワーの不足であります。農村地域の共同活動によって支えられる多面機能の発揮、これに支障が生じているということからこの制度が始まっております。

ただいま申し上げたように、こうした交付金を使うとしても、受け手のいわゆるマンパワーがなければ、お金だけいただいてということになってしまう。また、その交付の要望もできないということになってきます。今、それらの手続を調べていますと、この手続が非常に煩雑であるというか、複雑であります。結果的に言えば、今、御嵩町内で4つの団体が利用されている交付金ではありますけれども、それ以上広がりがないということは、ある意味、行政手続が非常に複雑になってしまうという残念な面があるわけでありましてけれども、草刈りは手伝えないわけでありましてけれども、少なくとも行政としては、事務的マンパワーについては補充など、お手伝いができることが大いにあるのではないかと私自身は考えております。

これは、自治会を維持していくのにしても、老人会を維持していくのにも、最終的には事務仕事ができない。そういうことから解散するとか、そのまま組織としては活動せず残っているだけというようなことになります。農業もやはり同じような道をたどっているという認識をしなければならない。行政としてできることは、最大限協力をしていくべきだと思っております。

安藤議員提案の環境施策としての農地ということになりますが、CO₂の吸収源としての位置づけは研究の余地があると思われま。しかしながら、個々人の生産行為を行政の施策に計算、算入することについては無理が伴う、そのように考えております。これを義務化してしまう印象を持たれてしまう危惧があります。また、生物多様性を声高にしてしまうと、現在、農地の用途目的変更の際、農業委員会の判断に委ねられるわけでありまして、違う観点から環境など、評価が押しつけられるという可能性も出てくるかと思われま。したがって、慎重に考えていくべきと思っております。ビオトープなどですと生物がいるわけですので、形状を変えたとしたら、その生物はどうなるのかということから議論が始まっていってしまうというような気がいたします。私自身、まず景観、そして洪水調整機能の維持については、何ら異論を挟む余地は持っておりません。

いずれにしても、日本の農業のあり方については、町長としても、一個人としても、消費者としても看過できない問題と考え、位置づけております。今後、やはり農業を実践しておられる安藤議員のような立場の方々から、実態を教えていただき、御嵩版として何がやれるのか、国へお願いをしていく部分で何か制度の改正が必要になるのか、制度をある程度設けていくのが、新設していくのがいいのか、そういう情報提供をしていただいた上で行動を惜しまずしていきたい、このように考えておりますので、御協力のほどをお願いいたしまして、私の答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

安藤信治君。

2番（安藤信治君）

ありがとうございました。

私もちょっと考えが及ばなかった部分がCO₂の削減とか等でありましたが、町長の言われた本当に個人の資産なのか、公共の資産なのかという、その辺の目のつけどころというのは、私はちょっと考えてみなかったんですが、私はある程度、田んぼ個々の所有と、そういうことやなしに全体と見た、要するに自然の宝物として捉えたんですが、やっぱり町長の言われた、そういった階段をクリアすることが必要に大切だということを今痛感しました。

当然、私にとって多面的機能支払交付金制度、これが今あって、4地区ほどやってみえるということでしたんですが、結局、今の交付金制度を取り組んでみえる地域というのは、ため池係、山の奥にため池なんかがあって、改良組合と、それから水利組合が一体になっている比較的小規模な地区がほとんどで、まとまりがよいと一般的に言われる集落単位で行われているのが現実です。

しかし、私がいる田んぼの多くは、川係、可児川に堰をとめて、これは丸山堰というんですけど、この自動堰堤はとんでもない広い面積の農地を擁しているわけです。昔から、この改良組合が異なる入り作農家、言葉が適当かどうかわかりませんが、入り作農家というのが混在して、今現在、交付金制度を取り入れている地域と違って、なかなか町長がおっしゃるように事務手続とか、その担い手がないというような現実がもう顕著に出ております。本当に水利組合すら維持するのが困難な状況です。そんなところで、今の現実ある制度を取り入れていくということは非常に難しいというのは実感しております。こういった川係、可児川係という川を堰とめた水利を利用している農地というのは、ほかにも可児川の流域の中で3カ所ぐらいありますが、丸山堰と同じような状況ではないかなと思っております。

環境づくりということで、私もちょっとモデル事業のほうの解釈がちょっと違っていたかも

しれないですけど、何とか町長もその辺は、多面的機能というのを認めて、御嵩版の施策みたいなものを私も一緒に考えてまいりたいと思いますので、今後、この多面的機能というんですかね、そういったものが農地版で考えられるような公的施策、さっきも資産の問題で多少抵抗がある部分も出てくるとは思いますけど、何とか施策を、今後、私も含めていろんな提案もしたいと思いますし、検討していただければありがたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで安藤信治君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開予定時刻は1時といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

5番 高山由行君。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

5番（高山由行君）

議長のお許しをいただきましたので、大項目2点について一般質問を始めます。

私、5年で初めての最終の質問者ということで、心地よい緊張感の中で質問を始めます。

一問一答をお願いしてありますので、御配慮のほうよろしくお願ひします。

1問目につきましては、先日、8月4日でありましたけれど、委員会研修において焼津市で公共施設マネジメント推進事業について、先進的な取り組み事例として視察研修をしてきましたので、その中での質問をしたいと思います。

山田議員もこの質問をしておりますし、個別的には伏屋議員も先ほど質問しておりましたが、八重る場合もありますが、よろしくお願ひします。

この公共施設更新問題は、平成の大合併も契機になりまして、要約しますと、少子・高齢化が急速に進む中、全国どこでもですが、人口増加に伴い、数多くの公共施設を集中的に整備しておりまして、今後、これらの公共施設の老朽化が進む中、人口減や税収減が見込まれる将来にわたり、どのように維持管理、また更新をしていくかという問題であります。

どこの自治体でも何となくそのことはわかっている、公共施設の総量の検討や改修、建てかえの財源計画など、傷みが伴う施策、特に再配置計画などがありますが、なかなか専門的な

部署を置いて、職員を配置してまでは手を打ってこなかったということで、先ほど山田議員のほうからも総務部長に質問がありましたように、秦野市などがそこをリードしまして、公共施設白書をいち早く作成、全国自治体——特にこれは人口10万人以上の市に多いようですが——に広がりを見せ、平成26年4月に総務省のほうより公共施設等総合管理計画の策定要請があり、御嵩町においても、平成28年3月に管理計画が発表されました。

その前に、先ほども答弁の中にありましたが、企画課のほうで御嵩町公共施設マネジメント報告書を職員の手によって作成し、現状把握に努めてまいりました。平成24年11月に議員全員で秦野市にも行政視察に行き、今回の焼津市の公共施設マネジメントの取り組みの視察研修に続いたわけであります。

岡本議員においては、秦野市に研修に行く前の平成24年9月議会より、研修以降の平成26年12月議会まで5回にわたり、公共施設更新問題について一般質問しております。その中で、公共施設白書作成の提案や施設の一元管理について、何回も触れておりました。今回、私も質問するに当たり、5回の質問の議事録を全部読み返してきましたので、できるだけ岡本議員と同じ質問にならないようにしたいと思います。

そこで、焼津市の研修を振り返りますが、その前に、私が研修に行くときの、まず議員としての心構えは、研修内容が御嵩町の人口、風土、財政状況に見合うのか考えて、まず研修を受けます。焼津市に行って資料をいただき、まず人口を見てみますと14万人強、職員数は病院職員を除くと約800人だったということで、やはりこの公共施設の一元管理もマネジメントもできる部署も職員も配置できるなあと思っておりましたら、講師の方の開口一番、職員数や人口規模のことを言う研修に来ている議員さんも見えますが、そんなことを言っているようでは、地元に戻って執行部の方のほうにマネジメントのことを提案できませんよと言われてしまい、自治体の大きさを抜きに研修を真摯に受けてまいりました。大きく3点ほど、私の感じたことを今回の質問にしますので、よろしくお願ひします。

まず1点目ですが、今回、研修には企画課職員の方も同行して勉強してまいりました。御嵩町公共施設等総合管理計画を3月に策定したわけでありましたが、全国的にも管理計画は策定したけれども、インフラを含む公共施設全体をどうしていくか、マネジメントに取りかかっている自治体は少ないのも実情のようであります。御嵩町においても、今後40年間で公共施設とインフラ資産を合わせた更新費用額は、あくまでも総務省の試算ソフトのほうでやったそうですが、約700億円強、1年当たり約18億円と出ておりますし、人口減に対しての総量の面積削減量も25%と出ております。担当部署として、具体的な実施計画策定に展開している管理計画の次の段階に来ていると考えますが、いかがでしょうか。

前総務部長の寺本副町長の答弁にもあったように、まず公共施設等の全体把握を優先し、長

期的な視点を持って財政負担を軽減、平準化することを念頭に、更新、統廃合、長寿命化などを検討しなければなりません。そのために、地域住民に理解を求めなくてはならない時期もやっけてまいります。長い時間、多大な労力、エネルギーが必要となりますと答弁されております。

公共施設の個別施設計画策定のためにも、長い時間をかけて取り組む事案であることにしましても、今からでも少しずつでも、まず公共施設の詳細な調査から始めるべきだと考えますが、どのように考えておられるか、お伺いします。これは、将来必ず問題になる再配置や統廃合に入ったときの議論の最初の材料になるものと考えます。

3点目に、これは全くの研修の受け売りではありますが、公共施設更新問題は行政だけが考えるのではなく、町民同士が考え、話し合い、方向を決定する体制づくりが大切ということです。一町民として言わせていただければ、公共施設更新に関しての知識も資料もなければ、学校や公民館を自分の目で見て、早くきれいにしてほしいとか、建てかえするにはお金がかかるし、御嵩町ではできるのかなあとという素朴な疑問の程度であります。

個別事案になってからではなく、公共施設の老朽化の現状や管理に伴う財政の話の説明する場づくり、また町民がこの先、御嵩町の公共施設をどうしていったらいいか、問題意識の共有化からの点からも話し合える場づくりが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

以上3点について、総務部長にお伺いします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 加藤暢彦君。

総務部長（加藤暢彦君）

それでは、高山議員の御質問にお答えをいたします。

質問は、公共施設マネジメントについて、大きく3つの質問をいただいております。先ほどの山田議員への回答とも重なる部分もあるかと思いますが、御容赦をお願いいたします。

公共マネジメントの背景と目的については、先ほどの私の答弁でも触れましたし、高山議員の質問の中でも詳細に述べられておりましたので、省略させていただきます。

議員御指摘のように、本年3月に御嵩町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。計画期間は40年間ですが、計画内容の見直しは随時必要でございますので、この計画期間に縛られず、必要に応じて、その都度見直しをするものであります。今後についてですが、先ほど山田議員への答弁の繰り返しになりますが、10年を第1期として、施設ごとの耐用年数、劣化状況、耐震性能を初め、既に作成済みの施設カルテなどをもとに、整備等をする施設の優先順位づけの検討を進め、施設または施設類型ごとの個別計画の策定に取り組んでいくこととなります。

以上を踏まえて、質問にお答えさせていただきます。

質問の1番目、管理計画の次の段階に来ていると思うがどうかにつきましては、当然、管理計画を策定しただけでは意味がございませんので、今申しましたように、整備等をする施設の優先順位をつけ、個別計画の策定に取り組む流れになっておりますので、そのように進めていくことになるかと考えております。ただ、寺本前総務部長の答弁にもございましたように、長い時間、多大な労力、エネルギーが必要な事業でありますので、一気に進むというのはなかなか難しいというふうに思っております。少しずつでも前に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから質問の2番目、今から少しずつでも公共施設の詳細な調査から始めるべきだと考えるがどうかにつきましてはでございますが、こちらにつきましては、御嵩町公共施設等総合管理計画に記載しております施設カルテは既に作成済みであります。今、手元にちょっと持ってきましたが、こういう施設ごとのカルテがもうでき上がっております。これに毎年データを追加していく状態になっております。

このカルテに載っております公共施設は、管理計画に記載されています行政施設、それから防災施設、小・中学校、保育園、子育て支援施設、高齢者福祉施設などなどの建物でございます。カルテの内容でございますが、当然ながら施設名、所在地、施設分類、それから構造、敷地面積、延べ床面積、耐震診断・耐震化の実施状況、それから建築年度、建築してからの経過年数、収入、それから支出、この支出につきましては、事業運営に係るコストと施設運営に係るコストでございます。それから財政状況といたしまして、1日当たりの維持管理運営費、それから面積当たりの町負担額、利用者1人当たりの町負担金額、それから利用状況といたしまして、年間の利用日数、延べ利用者人数、1日当たりの利用者数など多岐にわたっております。こういったカルテができてございますので、今後、このカルテを活用しながら議論を進めていくことになるというふうに考えております。

質問の3番目、公共施設の現状、管理に伴う財政の説明の場づくり、それから町民が公共施設について話し合える場づくりが必要と考えるがどうかということにつきましては、全くそのとおりというふうに考えております。個別計画になる前段階で町民の意見を聞いておくということはとても大事なことだと思います。ただ、施設全体の更新に係る経費とか延べ床面積、それから施設のあり方の説明を全体で行うよりも、庁舎や保育所の施設検討でも見られましたように、個別施設、または類型ごとの施設についての説明を行い、御意見をいただくやり方のほうが町民の方にとってはわかりやすいのかなというふうにも考えております。

いずれにいたしましても、町の行政懇談会を利用して町民に説明するやり方であったりとか、あるいは議会のほうで行っていらっしゃる住民懇談会を活用するというやり方もあるかと思えますし、住民懇談会方式や、あるいは委員を公募して委員会方式でやるというようなやり

方もあるかなというふうに思いますが、そういった方法も含めて検討していきたいというふうに思っておりますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私からの答弁を終わらせていただきます。

[5 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5 番 高山由行君。

5 番（高山由行君）

私の質問で明快なお答えを出していただきましたが、一つ、施設カルテ、大変詳細にでき上がっているものと今、部長の答弁の中で感じました。しかし、これはあくまでも机上の施設管理であって、例えば現場の建物の老朽化とか、そういうもの自体は担当課の意見が上がってきたものを見るのか、例えば誰かに専門的な知見から見てもらうのか、そこら辺の考え方をひとつ、前回の岡本議員の質問の中にはずうっとお答えがありましたけど、今までの3年計画の中でやっていくという答弁であって、御嵩町の規模ならここら辺でやっていけるという答弁だったと思いますが、建物というのは、その条件や背景やら風景やらで、かなり老朽化は変わってきますので、実際の老朽化の度合いというのは、建物、建築年数とか耐震化だけでは判断できない部分も出てくるかと思ひます。御嵩町においては、名前を出して申しわけないですけど、上下水道課長の大鋸課長が1級建築士だと伺っております。そこら辺の意見も含めて、実際、目を見た調査というのは、これからはしていかれたらいいなあと私は思ひますが、そこら辺のことだけ再度質問したいと思ひます。

議長（大沢まり子君）

総務部長 加藤暢彦君。

総務部長（加藤暢彦君）

高山議員の質問にお答えさせていただきます。

まず施設カルテにつきましては、先ほど説明したとおりでございます、内容等、各課のほうから報告をいただいて企画課でまとめてということでございます。今、議員のほうから申されましたように、経過年数ではないと、実際の使用状況とか、それによって当然、施設の老朽化には差があるということでございます。まさにそのとおりかと思ひしております。実際、その老朽化の部分の検討につきましては、まずは担当課がございまして、担当課のほうから見ていただいて、当然、修理が必要なものについては3カ年の計画にも上がってくるという話でございますので、その意見も踏まえながらということになるということで今考へておりますので、よろしくお願ひいたします。

[5 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

ありがとうございました。

3番目の公共施設の老朽化の現状管理に伴う財政の話をする場づくりという話の提案もしていただけたということに納得はしておりますが、公共施設等総合管理計画を見せるだけでは、町民の方は何億かかる、何億かかる、この先幾らかかるという話ばかりで、不安をあおるばかりですが、先ほどの町長の答弁の中に含まれておりました行財政改革の話も含めて説明していただきまして、町民の方に少しでもわかっていただけるようにしていただきたいと思います。

以上で1問目の質問は終わります。

大項目2点目を始めます。

御嵩町の町民憲章についてであります。

私、午後から1人ですので、ちょっと時間をいただいておりますので、町民憲章の質問に当たりまして、原稿にはありませんが、ひとつちょっと私の拙い朗読であります、町民憲章を読み上げます。

町民憲章。私たちは、恵まれた自然に抱かれ、豊かな歴史の中山道とともに生き抜いてきた御嵩の町民です。私たちは、生きがいと希望に満ちた魅力あるまちづくりを目指して、この憲章を定めます。

一つ、自然を大切に、潤いのある郷土をつくります。

一つ、健康に努め、はつらつとして仕事に励みます。

一つ、教養を積み重ね、文化の向上に努めます。

一つ、決まりを守り、明るい暮らしを築きます。

一つ、信じ合い、励まし合って、心の触れ合いを深めます。

町民憲章においては、各公民館、役場の玄関にもありますけど、きょう、1つ借りてこようかなとも思いましたが、掲げてあるものを持ってくるわけにもいかず、こうやって、第5次総合計画の中にまず入れてあるということで、御紹介させていただきました。

個人的には、町民としてあるべき姿、目指す姿が簡潔に書かれていて、私はよく読んでおります。前々より考えていることですが、この町民憲章が、一体どれだけの人が制定されていることを知っていて、どれだけの人が掲げてある町民憲章を読んでいるのか疑問に思っていました。

今回、質問に当たって、町民憲章について少しだけ調べてみましたが、市民憲章、町民憲章

についての出版物は極めて少ないらしくて、インターネットで調べていたところ、個人的研究の一部ですので正しいか判断は難しいですけど、日本の憲章の起源は明治元年、1868年に公布された五箇条の御誓文であると言われていています。日本の市民憲章、町民憲章の多くの主文が五箇条でできているのが、五箇条の御誓文を意識してのものだということです。

まちづくりの行動目標であると言われる町民憲章は、子供が読んでも大人が読んでも、そして男性、女性を問わず、まちづくりの本質をわかりやすく示しています。憲章制定の原型とされたのが京都市の市民憲章とされていますが、1956年に制定され、約60年になるそうです。御嵩町においても、昭和55年に町民憲章が制定され、36年目になるようですが、第5次総合計画にもまちづくりの基本としていますし、総合計画素案策定委員会の「まちのたね見つけ隊」が開催され、最初に町民憲章をみんなで読み上げたことがフェイスブックにありました。御嵩町が町民憲章を制定した背景等はわかりませんが、また個人的な意見ではありますが、単純にもっと町民の方に知っていただき、みんなで読み上げる機会があればなあと考えています。

教育参事にお伺いしますが、再度、町民憲章を見詰め直し、学校教育や生涯学習の中での活用ができないか、お聞きます。

この1点だけでいいですが、私は市民憲章運動をしているわけでもありませんし、政治的、宗教的な立場で質問するわけでもありません。さきにも申しあげましたように、単純な素朴な疑問であると考えていただき、まちづくりの理念、指針として純粋にいいものだと思うからで質問いたします。よろしくをお願いします。

議長（大沢まり子君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

それでは、高山議員の町民憲章についての御質問にお答えをいたします。

初めに、町民憲章を読み上げ、その後に答弁しようかと思っておりましたが、もう既に高山議員が御紹介していただきましたので、その部分を省略いたします。

初めに、まず制定に至った経緯を少し説明させていただきます。

御嵩町町民憲章は、健康で豊かな人間生活のできる産業文化都市を将来像に掲げた第1次御嵩町総合計画が昭和50年に策定され、まちづくりを進める中、町民共通の目標が必要という機運の高まりを受け、昭和55年2月1日の合併記念日に町民憲章制定委員会が発足しました。その後、まちづくり住民意識調査を行い、起草委員会が文案を作成し、答申を経て議会で議決をされました。そして、合併25周年記念式典が開催された昭和55年5月3日に告示をされました。当時、生きがいと希望に満ちた魅力あるまちづくりを目指して、町民としての誇りと愛着を持って、町民の総意により制定されたものでございます。今でもその理念や精神は時代を超えて、

価値のある町民共通の財産として受けとめております。

このような考えのもと、教育委員会では、21世紀御嵩町教育・夢プランの教育が目指す人づくりの構想の基本に町民憲章を位置づけ、学校教育、家庭教育、社会教育の各分野において方針を定め、事業を行っております。さまざまな事業に町民憲章の内容が活かされてきたものと認識をしております。現在、学校、公民館などの教育施設や教育委員会フロアの会議室に掲示、成人式のしおりや夢プラン中山道みたけ館年報などの冊子に掲載をしております。

町民憲章の唱和については、毎年、伏見公民館総会では、代表者が町民憲章を読み上げ、参加者全員が唱和してみえます。今後、学校教育においては、町の将来を担う子供たちの生きる力の基礎づくりに町民憲章の内容が相通じることから、教育活動の成果や子供たちのよさを評価する場合に、町民憲章と関連づけするなどして、子供たちが御嵩町民の一員としての自覚を高めるよう、町民憲章を生かしてまいります。

また、生涯学習においては、町民憲章の精神を浸透させていくことにより、町民意識の高揚が図られ、協働のまちづくりに結びつくものと考えられることから、成人式などの諸行事の際には町民憲章を唱和し、町民一人一人の心の中に町民憲章の理念や精神が根つき、郷土の発展に協力していただけるよう、町民憲章の啓発に努めてまいります。

本年は、第5次御嵩町総合計画、みたけ創生!!総合戦略、21世紀御嵩町教育・夢プラン第3次改訂版のまちづくり、人づくりの計画がスタートしたところです。町民憲章はまちづくりの基本となる方針でもあり、町民意識をまとめ、町のビジョンの共有にふさわしい理念です。なお一層、町民憲章を生かして、まちづくり、人づくりに努めていきますので、よろしく願いをいたします。

以上で町民憲章についての答弁を終わらせていただきます。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

田中教育参事におかれましては、今までずっとやってきたことをまた紹介していただきました。再質問はいたしません、これからも事あるごとに、町民憲章をぜひ表に出していただきまして、また全体唱和が、これもいろいろと先ほど私が申しましたように問題があるかもわかりませんが、ぜひ唱和ができて、見詰め直すと、事あるごとに見詰め直して、御嵩町のふるさと愛を醸成していくと、子供も大人も同じです。そこら辺のことをよく考えてやっていていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで高山由行君の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあす9月7日の午前9時より開会いたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時28分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

